

平成二十七年九月二十九日受領
答弁第四四三三号

内閣衆質一八九第四四三号

平成二十七年九月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安全保障関連法案採決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出安全保障関連法案採決に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十七年九月十九日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律は、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していること等を踏まえ、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためのものであり、一日も早い整備が必要であると考えていたところである。

二について

お尋ねについては、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にはない。